

岡山県吉備高原都市センター区広場自動販売機設置事業者公募公告

次のとおり岡山県吉備高原都市センター区広場内に自動販売機を設置する者を公募する。

令和8年4月16日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 公募に付する事項

- (1) 名 称 岡山県吉備高原都市センター区広場自動販売機設置事業者公募
- (2) 設置期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可することができる。岡山県が判断した場合は、令和9年4月1日から1年を限度に、引き続き設置することができる。
- (3) 設置場所及び公募物件
 - ア 設置場所 岡山県吉備高原都市センター区広場（岡山県加賀郡吉備中央町吉川地内）
 - イ 公募物件 岡山県吉備高原都市センター区広場自動販売機設置事業者公募仕様書のとおり

2 公募に参加できる者の資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が公募に参加することができる。

- (1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有する者で、自動販売機の故障等の緊急時において迅速な対応ができる者であること。
- (2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。
 - ア 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
 - ク 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：086-226-7268

FAX：086-224-6195

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 参加手続等

設置事業者を選考する方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札に準じて行う。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年4月16日（木）から令和8年4月23日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ

なお、岡山県県民生活部中山間・地域振興課ホームページからダウンロードできる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>）

(2) 岡山県吉備高原都市センター区広場自動販売機設置事業者応募申込書（以下、「応募申込書」という。）（様式第1号）で指定する必要書類の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和8年4月16日（木）から令和8年4月23日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出書類（指定のないものについては、証明年月日が応募申込書到達日前1カ月以内のもの）

(7) 法人

- a 応募申込書（様式第1号）
- b 販売品目一覧表（様式第3号）※設置を予定している自動販売機ごとに作成
- c 設置を予定している自動販売機のカatalog ※設置場所ごとに提出
- d 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書〈商号、住所、代表者、役員、設立日等を証明するもの〉）
- e 印鑑証明書（法務局が発行するもの）
- f 決算関係書類（直近1事業年度分）
- g 役員等名簿（様式第4号）（氏名、ふりがな、生年月日及び住所等が記載されていること）
- h 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
- i 岡山県内の市町村長が発行する市町村税の完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）
 - ※ 岡山県内に本店がある場合は、当該本店の所在地の市町村税の完納証明書
 - ※ 岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書
- j 本店等の所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書〈その3の3〉）
 - ※ 1年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により、上記証明書を提出できない場合は、下記(4)の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
 - ※ c～f及びh～jについては、コピーでも可。
 - ※ d、e及びh～jについては、証明年月日が応募申込書到達日前3カ月以内のもの。

(イ) 個人

- a 応募申込書（様式第1号）
- b 販売品目一覧表（様式第3号）※設置を予定している自動販売機ごとに作成
- c 設置を予定している自動販売機のカatalog ※設置場所ごとに提出
- d 本籍地の市町村長が発行する身分証明書
- e 法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書
- f 印鑑証明書（住所地の市町村が発行するもの）
- g 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
- h 岡山県内の市町村長が発行する市町村税の完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）
- i 所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書〈その3の2〉）
 - ※ 1年以内の所在地移転、氏名変更など特別な事情により、上記証明書を提出できない場合は、下記(4)の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
 - ※ c～iについては、コピーでも可。
 - ※ d～iについては、証明年月日が応募申込書到達日前3カ月以内のもの。

エ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）で、上記提出期間内に必着のこと。

(3) 提出書類の審査

ア 審査結果の通知

上記(2)で提出された書類を岡山県が審査した結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

イ 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

アの通知を受け取った者は、通知を受けとった日の翌日から起算して7日以内に、上記3の場所にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等に対する質問の受付

ア 受付期間 令和8年4月16日(木)から令和8年4月23日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 方法 「仕様書等に対する質問・回答書(様式第6号)」によりFAXすること。なお、FAXした場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取の確認をすること。

ウ 宛先 上記3の場所とする。

エ その他 選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選考(入札)

選考に参加する者は、売上手数料率見積書(様式第2号。以下「見積書」という。)を提出すること。

(1) 選考日時

令和8年5月14日(木) 午後3時

(2) 選考場所

岡山県庁地下1階 用度課入札室(岡山市北区内山下二丁目4番6号)

(3) 見積書の提出方法

直接、選考場所へ持参すること。郵便、FAXその他の方法による提出は認めない。

(4) 設置予定事業者の決定方法

地方自治法第234条第3項の規定に準じ、物件番号1から順に見積合わせを行い、各物件ごとに岡山県が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって有効な見積をした者を設置予定事業者とする。なお、設置を希望する物件は、1件でも複数でも応募することができる。

(5) 見積書の記載方法

選考参加者は、設置を希望する各物件ごとに、小数第一位までの売上手数料率を見積書に記載すること。

(6) 見積書の引換え等の禁止

選考参加者は、その提出した見積書の引換え、書換え又は撤回をすることができない。

(7) 代理人による見積

代理人により見積を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状(様式第5号)を持参し、提出すること。

(8) 設置事業者の決定及び公表

ア 岡山県は、設置予定事業者決定後速やかに、上記5(2)で提出のあった提出書類に基づいて、公募参加資格の有無を審査する。

イ アの審査は、設置予定事業者から売上手数料率の高い順に実施し、公募参加資格を満たしている者が、各物件ごとに、それぞれ1者が確認できるまで行うものとする。

ウ イの審査の結果、公募の参加資格を満たすことが確認された者を設置事業者として決定し、選考参加者全員に各物件ごとの売上手数料率及び決定した設置事業者名を通知するとともに、岡山県ホームページにおいて設置事業者名及び売上手数料率を公表する。

(9) くじによる設置予定事業者の決定

物件ごとに設置予定事業者となるべき同率の見積をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該選考参加者にくじを引かせて設置予定事業者を決定するものとする。この場合において、当該選考参加者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(10) 岡山県は、選考参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等選考を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

7 その他

(1) 見積の無効

次の売上手数料率の見積りは無効とする。

ア 公告に示した公募に参加できる資格のない者のした見積

イ 応募者に求められている義務を履行しなかった者のした見積

ウ 公告に示した諸条件に違反した者のした見積

エ その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条の各号に準じた見積

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 自動販売機の撤去及び移設について

岡山県又は岡山県吉備高原都市センター区広場の指定管理者が行う工事等敷地及び施設管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県又は岡山県吉備高原都市センター区広場の指定管理者が指定した期日までに、設置事業者の負担により対応するものとする。